

森六グループ人権方針

森六グループ人権方針の制定にあたって

森六グループ(以下「当社グループ」といいます)は経営理念・行動指針の中に人間尊重を掲げ、社員一人ひとりが自主性、創造性を発揮し、一緒に働く仲間の人格や個性を尊重する職場づくりを推進しています。この度制定した『森六グループ人権方針』は、当社グループの経営理念・行動指針と一貫性のあるものであり、当社グループの事業活動における人権尊重に関わるすべての文書や規範、方針の上位に位置づけられます。

基本的な考え方

当社グループは、グローバルでの事業活動を通じて人権の尊重に取り組み、多様な人々が個を尊重し合い、皆が生き生きと働ける職場づくりを行います。

当社グループは、本方針をグループ各社のすべての役員・従業員(派遣労働者も含む)に適用するとともに、取引先を含むすべてのビジネスパートナーの皆様にもご理解いただき、人権の尊重にお取り組みくださることを期待します。

◆国際的に認められた人権・労働基準の尊重

当社グループは、「国際人権章典」および国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に定められたものを含む、国際的に認められた人権を尊重し、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った取り組みを進めていきます。

◆事業活動における人権尊重

当社グループは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないことに努めます。また自らの事業活動が人権への負の影響を引き起こしたまたは助長した場合には、是正・救済に向けて適切な対応をとり、人権への負の影響が当社グループの事業・製品・サービスと取引関係によって直接関連している場合でも、当社グループの影響力を適切に行使し、負の影響を軽減・防止するよう努めます。

◆事業活動における人権課題への対応

<差別>

当社グループは、国籍、人種、宗教、思想信条、性別、年齢、性的指向・性自認、障がいの有無などの、いかなる差別も行いません。

<ハラスメント>

当社グループは、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのあらゆる形態のハラスメントを認めません。また、職場における嫌がらせや差別的言動により、職場環境を害する行為も認めません。

<結社の自由および団体交渉権>

当社グループは、結社の自由および団体交渉の権利を尊重し、従業員と誠実に協議・対話を行います。

<強制労働>

当社グループは、あらゆる形態の強制労働を排除し、防止します。また、人身取引を含むいかなる奴隷労働も認めません。

<児童労働>

当社グループは、あらゆる形態の児童労働を排除し、防止します。

<採用>

当社グループは、倫理的な慣行に基づいて採用を行います。雇用や就業における機会均等を確保します。

<労働安全衛生>

当社グループは、安全かつ健康に働ける職場環境を整備します。

<労働時間と賃金>

当社グループは、労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。

◆人権デューディリジェンス・救済

当社グループは、自らの事業活動に関連する人権への負の影響を、潜在的なものも含め特定し、負の影響を防止または軽減し、その取り組みの持効性を評価し、その対処について説明・情報開示していくための仕組みを構築して、継続的に実施していきます。また当社グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その救済に取り組みます。

◆教育・研修

当社グループは、グループ内に本方針を浸透させ、遵守するために必要な教育や研修を継続的に実施していきます。

◆成長

当社グループは、当社グループで働く従業員が自身の仕事に誇りを持ち、また個々がお互いを認め、高め合うことで自己成長につなげられる環境をつくります。

◆ガバナンス・管理体制

当社グループは、本方針の実行に責任を持つ責任者を明確にしています。また、当社の取締役会が本方針の遵守およびその取り組みを監督します。

2023年4月1日制定

2025年4月1日改定

森六株式会社

代表取締役 社長執行役員

最高経営責任者

黒瀬 直樹